

# 指定短期入所者生活介護事業運営規程

(特別養護老人ホーム瑞祥苑)

社会福祉法人佳祐会

## 第1条（事業の目的）

社会福祉法人佳祐会が運営するショートステイ瑞祥苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所者生活介護（介護予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

## 第2条（運営方針）

事業所の従業員は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話お湯帯機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行う。

- 2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めると共に利用者の意思及び人格を尊重し、サービスに努めるものとする。

## 第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホーム瑞祥苑
- （2）所在地 奈良県大和郡山市矢田町4 7 3 9－4

## 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとし、特別養護老人ホームに配置する職種と同一職種についてその員数は全て兼務とする。

- （1）管理者 1名

管理者は、事業所に勤務する従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）医師 1名（嘱託 非常勤）以上

利用者の健康管理を担当し、看護職員と連携を密にして、看護職等に対し適切な指示や指導を行うことにより利用者の保健衛生に努める。

- （3）生活相談員 1名以上

管理者の指示の下、看護職員等他の職種と連携して利用者の生活相談、関係する他の機関との連絡調整を図り、施設ケアプランを作成してプランに則した利用者に対する生活支援が適切に行われるよう業務全般の管理を行う。

- （4）介護職員

入所者3名に対し介護・看護職員1名以上の配置とする。利用者の生活介護、生活援

助等日常生活の支援を行う。

(5) 看護職員 3名以上

医師の指示により利用者の保健指導、処置及び診療補助並びに介護職員と連携した介護業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名（非常勤又は常勤兼務）

医師、看護、介護職員等他の職種と連携して、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は生活意欲の向上を目的として生活リハビリを行う。

(7) 栄養士 1名以上

利用者の施行と栄養を考え、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資する献立の作成及び調理員の指導を行う。

(8) 調理員 6名以上（非常勤）

栄養士の指導の下、利用者の食生活の維持向上を図る給食調理全般の業務を行う。

(9) 介助員 1名

居室等の清掃、洗濯、衣類の整理等介護職員と連携して介護業務を補う。

(10) 事務員 2名以上

庶務、会計経理等の事務一般業務及び利用者の依頼を受けた場合は利用者に代わり金銭管理を行う。

## 第5条（利用定員）

特別養護老人ホーム瑞祥苑に併設する当該事業所の利用定員は4名とする。但し、特別養護老人ホーム瑞祥苑でその入所者に利用されていない居室を利用して当該事業を行う場合は、当該利用者を特別養護老人ホーム瑞祥苑の入所者とみなし特別養護老人ホーム瑞祥苑の定員（56名）を超えない範囲で行うことができるものとする。

## 第6条（指定短期入所者生活介護の内容）

指定短期入所者生活介護は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するよう、また、認知症等利用者の状況を踏まえ日常生活に必要な援助を適切に行うものとし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 短期入所者生活介護計画の作成（4日以上継続して利用する場合）
- (2) 介護（食事、入浴、排泄、起居等生活一般）
- (3) 食事の提供
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談及び援助
- (7) 教養娯楽等の提供
- (8) 緊急時の対応

## 第7条（利用料その他の費用）

指定短期入所者生活介護を提供した場合の額は、厚生労働大臣の定める基準額によるものとし、当該介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものは利用者の負担とする。

（1）食費 朝食：280 円

昼食：（昼食+おやつ 800 円、昼食のみ 650 円、おやつのみ 150 円）

夕食：450 円

（2）居住費 従来型個室：1,171 円、多床室：855 円

（3）理美容代 （実費相当額）

（4）前各号に掲げるもののほか、当該事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 2 前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明すると共に支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

## 第8条（通常の送迎の実施区域）

通常の送迎の実施区域は大和郡山市、奈良市、生駒市及び生駒郡斑鳩町、安堵町とする。

## 第9条（サービス利用にあたっての留意事項）

サービス利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- （1）利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、また、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- （2）4日以上継続して利用する利用者に対しては短期入所者生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- （3）サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明するものとする。
- （4）サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を拘束する行為を行ってはならない。
- （5）事業者は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善につとめるものとする。

#### 第10条（緊急時における対応方法）

事業所の従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じるものとする。

#### 第11条（非常災害時における対策）

事業者は、非常災害時備えて防災計画を立てると共に、定期的な避難訓練等を実施する。

- 2 事業者は水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行うものとする。
- 3 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 4 事業者は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### 第12条（その他運営についての留意事項）

事業所の従業員の資質向上のため、研修の機会を設けるものとする。

##### （1）採用時研修、採用後1ヶ月以内

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないような雇用の契約内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人佳祐会と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業者は、全ての従業者に対し健康診断等を定期的に実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業者は、感染症や非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

#### 第13条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果につ

いて従業者に周知徹底を図る。(委員会はテレビ電話等を活用して行うことが出来るものとする。)

- 3 虐待防止のための指針の整備
- 4 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### 付則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

改正後の第7条は平成17年10月1日より施行する。

改正後の第7条第1項及び第8条は平成25年7月1日より施行する。

改正後の第7条第1項は令和元年9月1日より施行する。

改正後の第4条第5項は令和5年6月1日より施行する。

改正後の第5条は令和5年6月1日より施行する。

改正後の第11条第2項から第4項は令和5年6月1日より施行する。

改正後の第12条第5項から第7項は令和5年6月1日より施行する。

改正後の第13条は令和5年6月1日より施行する。